

## 兵庫大学看護学部履修規程

〔平成 29 年 3 月 8 日〕      〔平成 29 年 3 月 8 日〕  
学 長 決 定                      兵大程第 248 号

(目的)

第 1 条 この規程は、兵庫大学学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学看護学部（以下、「本学部」という。）の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第 2 条 学則第 19 条別表第 4 に掲げる授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(必修科目、選択科目)

第 3 条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目 — 必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目 — 指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(履修登録)

第 4 条 学生は、履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

- 2 学生が履修登録できる年間単位数及び一の学期に登録することのできる単位数は次のとおりとする。

学科	単位数（年間）	学期の上限
看護学科	60 単位	30 単位

- 3 前項の履修登録単位数には、次の単位は含まない。

- (1) 教職に関する科目の単位
- (2) 再履修科目の単位

- 4 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。

- 5 同一講時においては複数科目の履修登録はできない。

- 6 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(進級要件)

第 5 条 3 年次に進級するためには、2 年次終了までに 74 単位以上を取得し、次の各号のいずれかを充足していなければならない。

なお、「教職に関する科目」は除く。

- (1) 第 15 条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「G P A」という。）の累積が 2.0 以上
- (2) 1 年次及び 2 年次における専門教育科目の必修科目 30 科目以上の取得

(「実習」の履修要件)

第 6 条 実習科目を履修登録するためには、履修登録時まで別表 1 に指定する要件を充足していなければならない。

(再履修)

第7条 学生は、不合格となった授業科目を修得するためにその科目を翌年度以降に再履修することができる。

2 試験の結果、可以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(試験の種類)

第8条 看護学科で行う試験は次のとおりとする。

(1) 定期試験

(2) 追試験

(3) 再試験

(試験の受験資格)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目

(2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目

(3) 実習科目以外の授業出席回数が、当該授業科目の定められた授業実施回数の三分の二に満たないときその授業科目。

(4) 実習科目の出席日数が、当該実習科目の定められた実習日数（帰校日および祝日を含む）の五分の四に満たないときその実習科目

(定期試験)

第10条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。

3 定期試験の判定は、100点満点とする。

4 その他定期試験について必要なことは、別に定める。

(追試験)

第11条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。

2 追試験を希望する者は、あらかじめ試験開始日までにその旨を教務課へ届けなければならない。

3 学部長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めたときは、追試験を行う。

4 追試験は、一回のみ行う。

5 追試験の判定は、定期試験に準ずる。

6 その他追試験について必要なことは別に定める。

(再試験)

第 12 条 各学期に履修登録した学科専門教育科目の必修科目の中で、成績評価の結果、「不可」となった講義又は演習科目について再試験を受験することができる。

2 再試験を受験できる者は、「不可」の点数が 40 点～59 点の者とする。

3 再試験を希望する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。

4 学部長は、前項の者が再試験願を提出し妥当と認めたときは、再試験を行う。

5 再試験は、1 科目につき 1 回のみ行う。再試験に対する追試験は行わない。

6 再試験の成績評価は、「可」又は「不可」の評価をもってする。

7 その他再試験について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第 13 条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の受験を無効とする。

(成績評価)

第 14 条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評語をもってする。

2 成績評価は次の基準によるものとする。

(1) 秀 90 点～100 点

(2) 優 80 点～89 点

(3) 良 70 点～79 点

(4) 可 60 点～69 点

(5) 不可 60 点未満

3 第 8 条第 3 号及び第 4 号に規定する当該授業科目の成績評価は「欠格」とする。

4 その他成績評価について必要なことは、別に定める。

(GPA)

第 15 条 学期毎に、GPA を表示し、以下の計算式によって算出する。

$$\text{GPA} = \frac{\text{[(科目の単位数) × (その科目で得たグレードポイント)] の総和}}{\text{(履修登録した単位数) の総和}}$$

(小数点第 3 位以下切り捨て)

2 前項の算出については、卒業要件に関する科目を対象とする。

3 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。「不可」には欠格を含む。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0

良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(単位の授与)

第 16 条 授業科目を履修し、成績評価において 60 点以上を取得した者に、所定の単位を与える。

(卒業要件)

第 17 条 所定の期間在学し、別表 2 に定める授業科目群から、必修科目を含め 124 単位以上を修得した者について卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 19 条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は学部長が定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の規定については、平成 30 年度以前に入学した在学者にも適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

実習科目名	指定する科目名
基礎看護学実習Ⅱ	次の科目の単位を修得済である者 「看護学概論」「看護理論」「ヘルスアセスメント」 「看護技術論Ⅰ(生活援助技術)」「看護技術論Ⅱ(診療補助技術)」「看護技術論Ⅲ(看護過程)」「基礎看護学実習Ⅰ」
成人看護学実習Ⅰ	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「成人看護学概論」 「成人看護援助論Ⅰ(急性期)」
成人看護学実習Ⅱ	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「成人看護学概論」 「成人看護援助論Ⅱ(慢性期)」
老年看護学実習Ⅰ	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「老年看護学概論」「老年看護援助論」

老年看護学実習Ⅱ	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「老年看護学概論」「老年看護援助論」
母性看護学実習	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「母性看護学概論」「母性看護援助論」
小児看護学実習	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「小児看護学概論」「小児看護援助論」
精神看護学実習	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「精神看護学概論」「精神看護援助論」
在宅看護実習	次の科目の単位を修得済である者 「基礎看護学実習Ⅱ」「在宅看護学概論」「在宅看護援助論」
看護の統合と実践実習	専門教育科目のうち、次に掲げる実習科目の単位修得済、もしくは4年次の実習科目を単位修得見込である者 「成人看護学実習Ⅰ」「成人看護学実習Ⅱ」「老年看護学実習Ⅰ」「老年看護学実習Ⅱ」「母性看護学実習」「小児看護学実習」「精神看護学実習」「在宅看護学実習」
公衆衛生看護学実習Ⅰ	次の科目の単位を修得済である者 「日本国憲法」「社会福祉論」「家族関係論」「精神保健」「環境保健学」「保健医療福祉行政論」「公衆衛生学(疫学を含む)」「保健統計学」「基礎看護学実習Ⅱ」 「公衆衛生看護学概論」「健康教育論」「学校保健概論」「疫学」「公衆衛生看護学活動展開論」「健康相談活動の理論と実践」「産業保健論」 次の科目を単位修得見込である者 「成人看護学実習Ⅰ」「成人看護学実習Ⅱ」「老年看護学実習Ⅰ」「老年看護学実習Ⅱ」「母性看護学実習」「小児看護学実習」「精神看護学実習」
公衆衛生看護学実習Ⅱ	次の科目の単位を修得済である者 「公衆衛生看護学実習Ⅰ」
養護実習	3年次Ⅱ期終了までに開講されている「養護教諭一種の必修科目」の全ての単位を修得し、かつ、「教職に関する科目」を12単位以上修得済であること。

別表2 (第17条関係)

授 業 科 目 群	共通教育科目		22 単位以上
	専門教育科目	専門基礎科目	28 単位以上
		専門実践科目	64 単位以上
		統合科目	10 単位以上
		関連科目	—
			合計 124 単位以上